

NPDI第6回外相会合 NPT運用検討会議第3回準備委員会に提出予定の作業文書 「核セキュリティ」(概要)

現状・問題の所在

- 核セキュリティ・核物質防護の措置を取る根本的な責任は国家にあり、各国は適切な法的枠組みを構築する必要がある。
- IAEAは各国の核セキュリティ強化を支援するため各種サービスを提供。また各種勧告文書等も発行しており、各国がこれらを活用すれば大きな前進となる。
- 世界の核分裂性物質の約85%が軍事用として生産されており、これらは民生用プログラムの範囲外にある。
- 核兵器国には、軍事用核物質のセキュリティ確保という追加的な責任がある。少なくとも民生用核物質及び原子力関連施設に求められる水準の核セキュリティが軍事用にも確保されることが重要。

取るべきアクション

- 2015年NPT運用検討会議で各国が以下を行うよう奨励すべき
 - IAEA核セキュリティ・シリーズ文書の基本文書に同意し、国内法令や措置を実施し強化することで3つの勧告文書に含まれる指針を満たすようにする。
 - IAEAの核セキュリティ統合支援計画(INSSP)^{※1}を発展させる。
 - IPPASミッション^{※2}を定期的に受け入れ、その勧告を実施する等により、国内の核セキュリティ体制と事業者のシステムの有効性を不断に向上させる。
 - 核セキュリティの説明責任を有する経営陣及び担当者に能力があることを実証できるようにする。
- 2015年NPT運用検討会議で、非民生用核物質のセキュリティの実効性について信頼を高めるため、核兵器国が以下を行うよう奨励すべき
 - 軍事用核物質の防護水準を少なくとも民生用と同等とし、非民生用核物質の防護強化のため、国際的に合意された指針を考慮することを宣言する。
 - 軍事用の法規制枠組みを公表する。

※1 INSSP: IAEAが依頼国と協議の上で作成する、当該国の核セキュリティ強化のためのニーズをまとめた計画。IAEA、当該国及びその支援国らが整合的に調整のとれた取組を効率的に行えるようにするもの。

※2 IPPAS: IAEAが各国からの要請に応じて提供するサービス。核物質防護システムを確認し向上させるに当たっての支援を行う。